

資料 2-4

平成24年度第1段階生物試験の実施について

1. 実施に当たっての考え方

第1段階生物試験の候補物質について、既存知見から想定された作用に関して、第1段階生物試験を実施する。

なお、第1段階生物試験又はそれと類似の生物試験の既存知見が得られた場合は、第1段階生物試験は実施しない。

2. 対象物質の優先順位付けの基本的な考え方

信頼性評価第1回から第4回において対象とした11物質についての試験管内試験を実施した。

既存知見及び実施した試験管内試験の結果を取りまとめ、第1段階生物試験を実施するための対象物質の優先順位付け案を提案する。

優先順位付けに当たっては、信頼性評価によって得られている既存知見の結果及び今回実施した試験管内試験結果を勘案し、1～3の優先順位を設定した。

表1に優先順位付けの考え方を示し、表2にまとめた。

○優先順位1：今回実施した試験管内試験結果が「作用が認められた」であった物質。

○優先順位2：既存知見の動物試験及び疫学的調査等の結果が、「作用が認められた」又は「作用が認められた及び作用が認められなかった」であり、今回実施した試験管内試験結果が「作用が認められなかった」であった物質。

○優先順位3：既存知見の動物試験及び疫学的調査等の結果が、「作用が認められなかった」又は「得られなかった」であり、今回実施した試験管内試験結果が「作用が認められなかった」であった物質。

表1 第1段階生物試験実施の基本的な考え方（作用ごとの優先順位付け）

既存知見		第1段階試験管内試験の結果	第1段階生物試験 優先順位
試験管内試験の結果	動物試験及び疫学的調査等の結果		
P	P	P	1
		N	2
	P及びN	P	1
		N	2
	N	P	1
		N	3
	得られなかった	P	1
		N	3
P及びN	P	P	1
		N	2
	P及びN	P	1
		N	2
	N	P	1
		N	3
	得られなかった	P	1
		N	3
N	P	P	1
		N	2
	P及びN	P	1
		N	2
	N	実施対象としていない	—
		実施対象としていない	—
	得られなかった	P	1
		N	2
得られなかった	P	P	1
		N	2
	P及びN	P	1
		N	2
	N	実施対象としていない	—
		実施対象としていない	—
	得られなかった	P	1
		N	2

P：作用が認められた

N：作用が認められなかった

表2 第1段階生物試験実施の基本的な考え方（作用ごとの優先順位付け）の集約

既存知見		第1段階試験管内試験の結果	第1段階生物試験 優先順位
試験管内試験の結果	動物試験及び疫学的調査等の結果		
P/P及びN/N/得られなかつた	P/P及びN	P	1
	N	N	2
	N/得られなかつた	P	1
		N	3

P：作用が認められた

N：作用が認められなかつた

(3) 試験の実施について

表3に試験管内試験結果を示し、表4に第1段階試験群として実施する生物試験の優先順位案を示した。

優先順位1（今回実施した試験管内試験結果が「作用が認められた」であった物質）とした物質のうち、当面は、試験法が確立している作用（エストロゲン様作用、抗エストロゲン様作用、アンドロゲン様作用）について反応が認められた4物質（4-*tert*-ペンチルフェノール、りん酸トリフェニル、1-ナフトール及びダイアジノン）のうち、EC₅₀値が得られている以下の3物質について、第1段階生物試験を実施する。

- エストロゲン様作用の有無について確認するためにメダカ短期繁殖試験(TG229)を実施する物質：4-*tert*-ペンチルフェノール、りん酸トリフェニル及び1-ナフトール

(参考)

メダカを用いた魚類短期繁殖試験法

魚類短期繁殖試験（OECD TG229）は、成熟したメダカを雌雄混合で試験物質に21日間ばく露し、ばく露期間中の産卵状況並びにばく露終了時の生存個体の肝臓中ビテロゲニン濃度及び二次性徴を調べる試験法である。

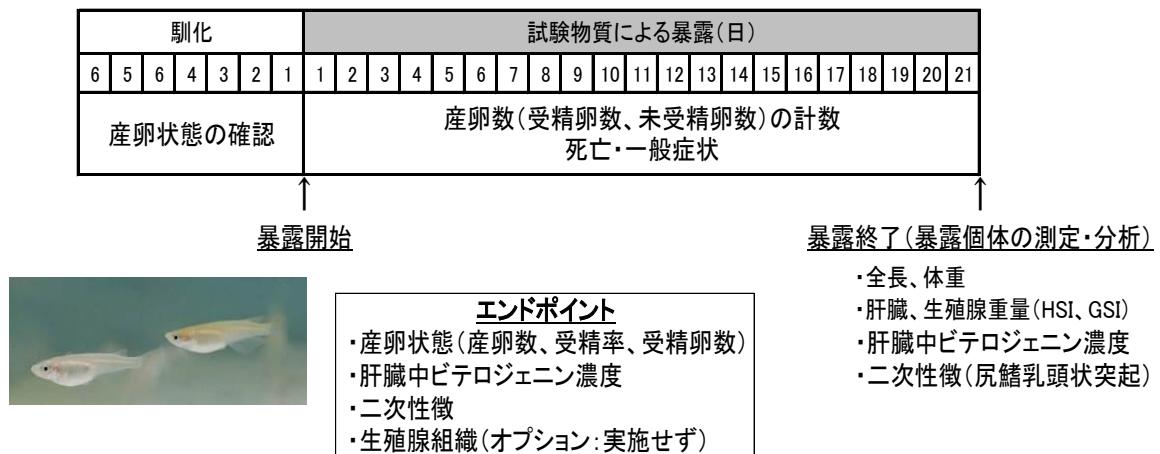


表3 第1段階試験群として実施した試験管内試験結果

	検出可能な作用						
	メダカエストロゲン受容体 α レポータージーン試験		メダカアンドロゲン受容体 β レポータージーン試験		ニシツメガエル甲状腺ホルモン受容体 β レポータージーン試験		ミジンコ脱皮ホルモン受容体レポータージーン試験
	エストロゲン	抗エストロゲン	アンドロゲン	抗アンドロゲン	甲状腺ホルモン	抗甲状腺ホルモン	脱皮ホルモン
信頼性評価第1回							
2,4,6-トリブロモフェノール	■N	N	—	—	—	P	—
信頼性評価第2回							
フェノバルビタール	N	N	N	N	N	N	—
信頼性評価第3回							
アクリルアミド	—	—	N	N	—	—	—
アラクロール	N	■N	—	N	N	N	—
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	N	■N	N	—	—	N	—
テトラブロモビスフェノールA	N	N	■N	N	N	N	—
ナフタレン	■N	■N	N	—	—	—	—
モリネート	—	N	N	N	—	—	—
りん酸トリフェニル	P	—	—	N	—	—	—
信頼性評価第4回							
2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-メチルフェノール(BHT)	N	■N	—	N	—	—	—
1-ナフトール	P	—	—	N	■N	N	—
4- <i>tert</i> -ペンチルフェノール	P	■N	—	P	—	—	—
メソミル	N	N	—	N	—	—	—

P : 作用が認められた、N : 作用が認められなかった、■ : 既存知見（試験管内試験）で十分であるため、試験管内試験を実施しない（N : 作用が認められなかった）。— : 対象外

表4 第1段階試験群として実施する生物試験の優先順位（案）

	検出可能な作用						
	メダカエストロゲン受容体 α レポータージーン試験		メダカアンドロゲン受容体 β レポータージーン試験		ニシツメガエル甲状腺ホルモン受容体 β レポータージーン試験		ミジンコ脱皮ホルモン受容体レポータージーン試験
	エストロゲン	抗エストロゲン	アンドロゲン	抗アンドロゲン	甲状腺ホルモン	抗甲状腺ホルモン	脱皮ホルモン
信頼性評価第1回							
エストロン	1 濟	—	—	—	—	—	—
2, 4, 6-トリブロモフェノール	—	3	—	—	—	1	—
2, 4-トルエンジアミン	2	—	—	2	—	—	—
p-ジクロロベンゼン	2	2	—	2	—	—	—
N,N-ジメチルホルムアミド	2	—	—	2	—	—	—
ヒドラジン	2	2	2	2	—	—	—
フェンチオン	—	2	2	2	—	—	—
信頼性評価第2回							
カルバリル	2	3	—	1	—	3	—
カルボフラン	2	—	—	1	—	—	—
シアナジン	—	1 濟	—	—	—	—	—
ジウロン	—	3	—	1	—	—	—
ジクロルボス	—	—	—	2	—	—	—
ジクロロブロモメタン	2	2	2	1	—	—	—
ダイアジノン	1	2	2	1	—	—	—
フェニトイント	—	1 濟	3	—	—	1	—
フェニトロチオン	—	—	3	1	—	—	—
ペルフルオロオクタン酸	2	2	2	1	—	2	—
フェノバルビタール	2	2	2	2	2	2	—

—：対象外

	検出可能な作用						
	メダカエストロゲン受容体 α レポータージーン試験		メダカアンドロゲン受容体 β レポータージーン試験		ニシツメガエル甲状腺ホルモン受容体 β レポータージーン試験		ミジンコ脱皮ホルモン受容体レポータージーン試験
	エストロゲン	抗エストロゲン	アンドロゲン	抗アンドロゲン	甲状腺ホルモン	抗甲状腺ホルモン	脱皮ホルモン

信頼性評価第3回

アクリルアミド	—	—	2	2	—	—	—
アラクロール	2	■N	—	2	2	2	—
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	3	■N	2	—	—	2	—
テトラブロモビスフェノールA	2	3	■N	2	2	2	—
ナフタレン	■N	■N	2	—	—	—	—
モリネート	—	2	2	2	—	—	—
りん酸トリフェニル	1	—	—	2	—	—	—

信頼性評価第4回

2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-メチルフェノール(BHT)	3	■N	—	3	—	—	—
1-ナフトール	1	—	—	2	■N	3	—
4- <i>tert</i> -ペンチルフェノール	1	■N	—	1	—	—	—
メゾミル	3	3	—	2	—	—	—

**図1 内分泌かく乱作用の有害性評価の枠組み
生殖に及ぼす影響**

(エストロゲン様作用、抗エストロゲン様作用、アンドロゲン様作用、等)

第1段階 (内分泌系に対する作用の有無を確認)

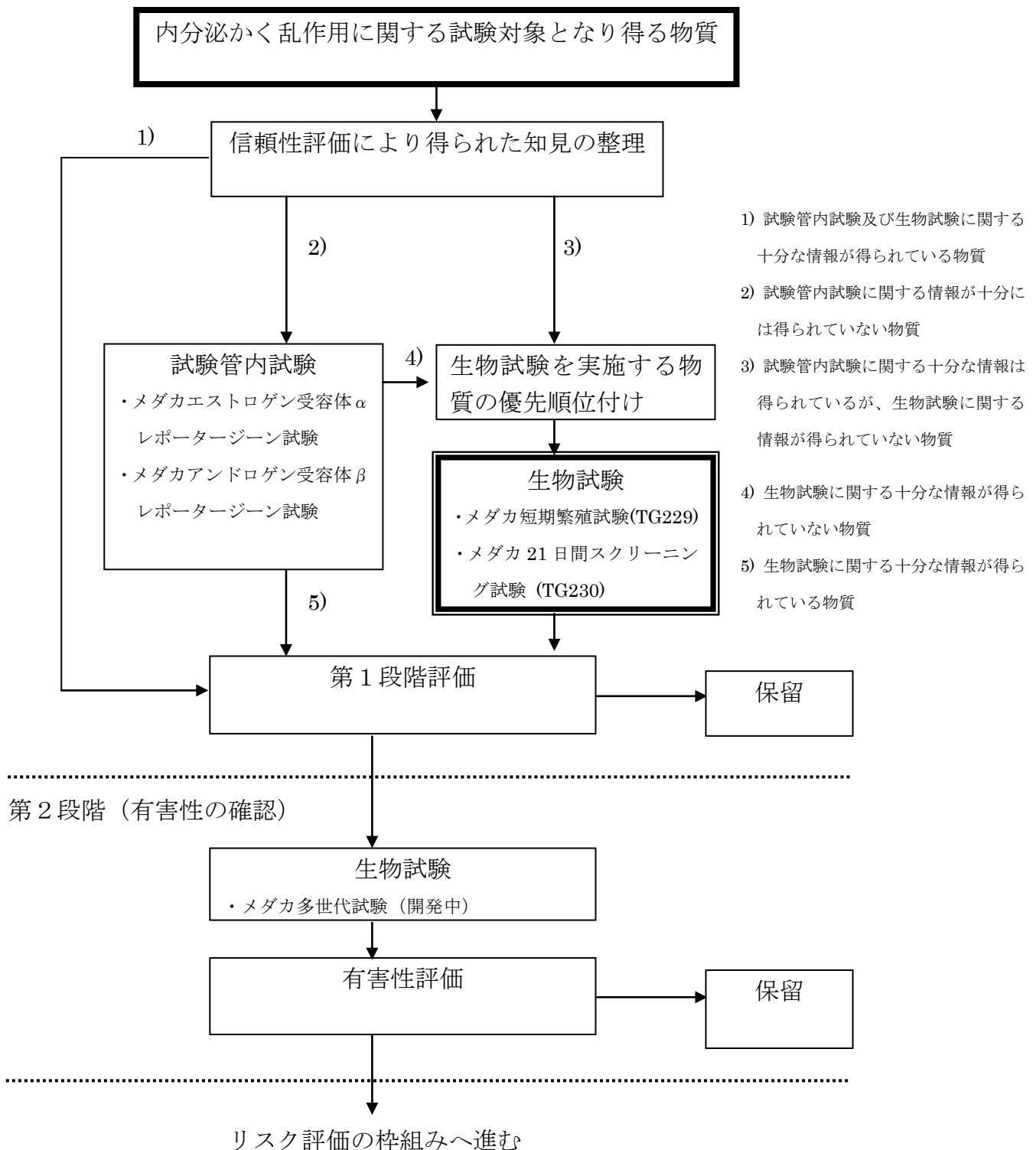


図2 内分泌かく乱作用の有害性評価の枠組み
生殖に及ぼす影響
(抗アンドロゲン様作用、等)

第1段階 (内分泌系に対する作用の有無を確認)

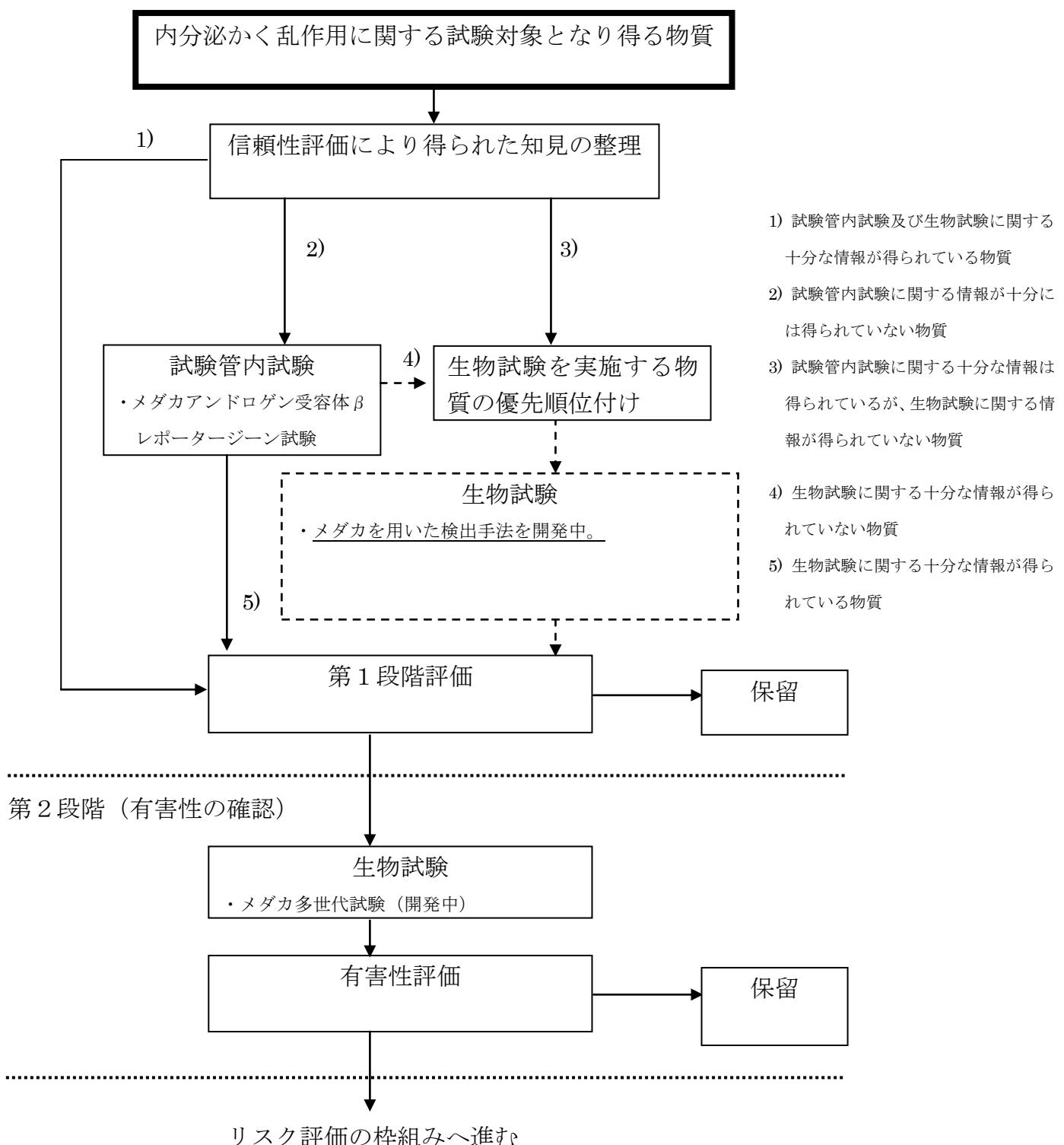


図3 内分泌かく乱作用の有害性評価の枠組み

甲状腺に及ぼす影響

(甲状腺ホルモン様作用、抗甲状腺ホルモン様作用、等)

第1段階 (内分泌系に対する作用の有無を確認)

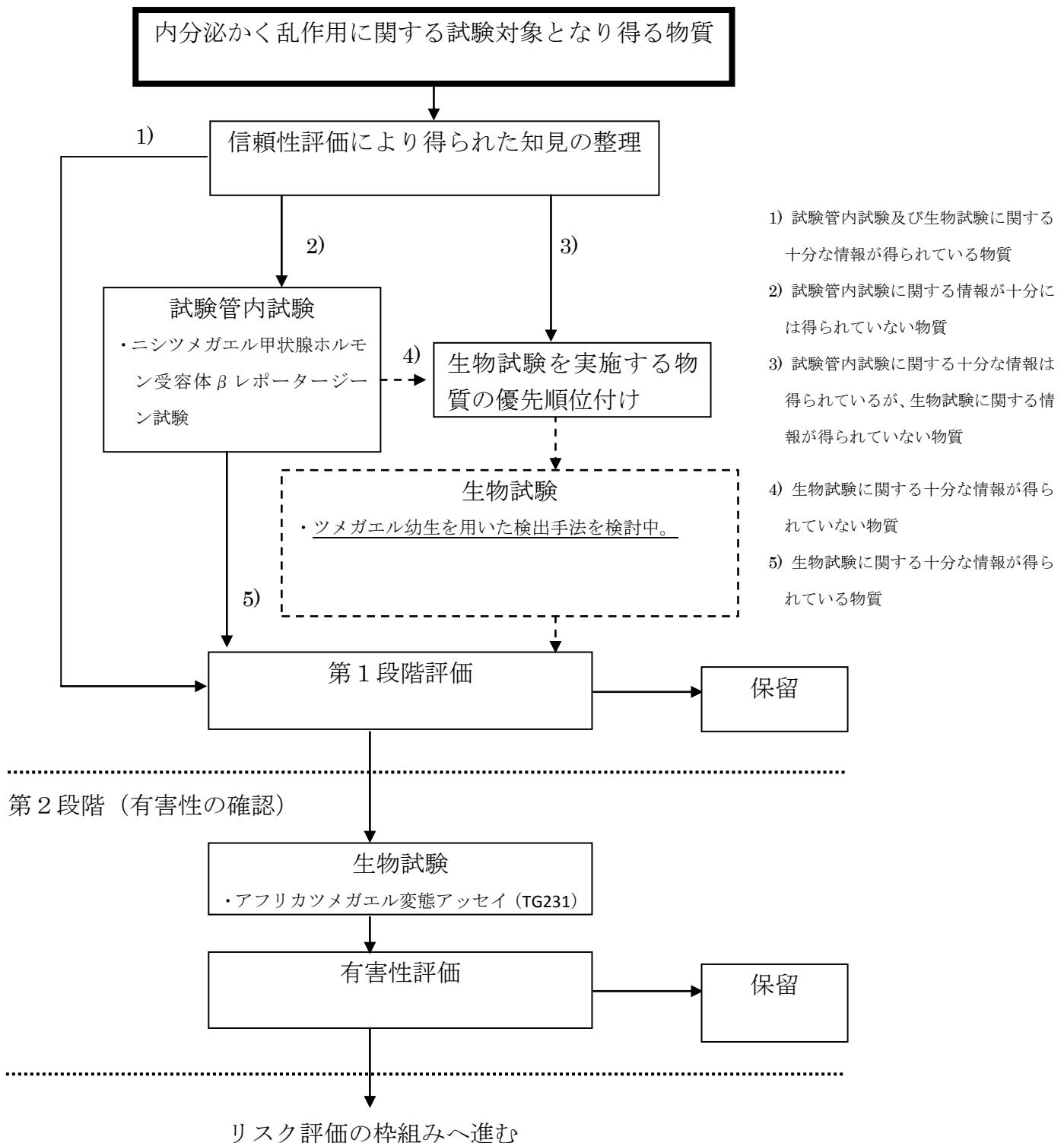


図4 内分泌かく乱作用の有害性評価の枠組み

成長に及ぼす影響

(幼若ホルモン様作用、脱皮ホルモン様作用、等)

第1段階 (内分泌系に対する作用の有無を確認)

